

議会だより

発行・編集
東成瀬村議会議務局
印刷
鶴田印刷社



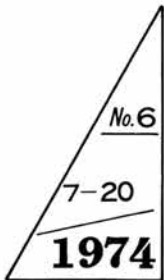
昭和49年第2回定例議会は、6月20日招集され22日までの3日間の会期で開かれました。村政担当3期目初会の村長所信をはじめ、提出された18議案を原案通り承認、可決しました。以下、審議の内容をお知らせして、ご理解をいただきたいと思ひます。

(写真は6月定例会風景)

議会活動

(四月一日～六月二十日)

- 4/4 郡議長会と県知事との懇談(議長出席)
- 4/10 県知事来村(正副議長出席)
- 4/26 豪雪対策特別委員会田子内を調査視察
- 4/27 郡町村議会議長会(議長出席)
- 4/30 豪雪対策特別委員会田子内を除く大字田子内、大字岩井川を調査視察
- 5/2 豪雪対策特別委員会大字椿川を調査視察
- 5/4 村森林組合総会(議長出席)
- 5/7 村慰霊祭、短角牛放牧組合総会(議長出席)
- 5/9 豪雪対策特別委員会、調査視察結果について協議
- 5/10 県農業団体代書者大会(産経常任委員参加)
- 5/11 村商工会総会(議長出席)
- 5/14 建設常任委員大字田子内を調査視察
- 5/24 全員協議会、広域圏事業計画及び豪雪対策について協議
- 5/27 郡議長会臨時会(副議長出席)
- 増田宮林署植樹祭(議長出席)
- 6/1 2 栗駒山山開きが宮城県栗駒町で挙行された(副議長出席)
- 6/3 一の関線国道昇格中央陳情(議長出席)
- 6/5 県議長会臨時会(議長出席)
- 6/7 8 郡町村議会三者会議(正副議長、事務局出席)
- 6/10 吉野製作所創業式(議長出席)
- 6/12 建設常任委員会、大字岩井川椿川地区を調査視察
- 6/28 水沢線促進期同盟会総会が盛岡で開催され、議長、建設常任委員長出席。



審議した議案

全議案可決

◎災害弔慰金の支給及び災害援護資金貸付けに関する条例

自然災害により死亡した村民の遺族に対し災害弔慰金の支給と自然災害援護資金貸付けを目的とした法律の施行に伴ない条例化したもの。

◎東成瀬村中小企業振興融資幹旋に関する条例の一部を改正する条例。

融資幹旋の利率「年八、四％」から「年九％以内」に改めたもの。

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

人業院勧告により、四月一日を基準とし、現在の支給額に百分の百十を乗じた額を支給するための条例改正である。

◎過疎地域振興計画の変更について。

過疎地域対策緊急措置法に基づき立案した過疎地域振興計画に変更が生じたため、議会の議決を経なければならぬとして提出されたもの。

◎東成瀬村豪雪克雪管理センター建設工事請負契約の締結について。

契約内容に変更が生じたため議会の議決を求めらるもので、資材等の高騰及び異常積雪により金額に三百万円を追加し、工期を九月二十八日まで延期したもの。

◎昭和四十九年度東成瀬村一般会

計補正予算(第一号)

補正の主たるものは、克雪管理センター建設工事費追加、福祉バス購入費、手倉児童館建設費、大柳小学校新築改築工事費などである

◎昭和四十九年度東成瀬村国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

職員減による給料等の減額と自動現像機購入が主なものです。

◎昭和四十九年度東成瀬村簡易水道特別会計補正予算(第一号)

当初、岩井川簡易水道メーター交換を請負させるべく予算化したものが、これを器材を求め、村自体で施工し、併せて有沢簡易水道のメーター交換を計画したためのも

◎昭和四十九年度東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

十文字学生寮温水ボイラー修理費の補正である。

◎東成瀬村蛭川地区テレビ共同視聴施設工事分担金徴収条例

蛭川地区テレビ共同アンテナ設置に伴う分担金、一戸当り、二万五千円を徴収する条例。

◎東成瀬村小中学校給食共同調理場設置条例

現在、東成瀬小学校給食施設において、東小、岩小、岩小入道分校及び東中の給食調理が一括処理されているものを学校給食共同調理場(給食センター)と条例化。

◎東成瀬村総合グラウンド設置条例

スポーツの振興を図り、村民の心身の健全な発達に寄与を目的として造成中の総合グラウンドの設置を条例化したもの。

専決処分報告

全案承認

報告一号 四十八年度一般会計補正予算(第七号)

果樹及び農業用ハウス雪害復旧対策費等補助金交付に伴う経費及び地方債の変更及び廃止により緊急に補正したもの。

報告二号 四十八年度国保特別会計補正予算(第五号)

医療費改定等に伴い増加する市町村保険料の軽減を計るとして臨時的に特別療養給付費、老人医療対策費の国庫補助交付があり、予算措置したもの。

報告三号 村税条例の一部を改正する条例。

税法改正に伴ない村税条例の一部を改正したものであり、従来、電気ガス税とあつたものを、電気税、ガス税と分離し、中小企業の個人を法人に準ずる、「みなし法人税」の条項を加えたもの。

報告四号 村国保条例の一部を改正する条例。

税賦課限度額と減額基準額の改正及びみなし法人税法にかかる課税の特例条項を追加したもの。

報告五号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

常勤の特別職、議会の議員、一般職の職員が従来受けていた期末手当の外、四十九年度に限り、三ヶ月分を人事院勧告に基づき支給するための条例改正。

人権擁護委員

推せんに

議会の

意見を求める

※ 人権擁護委員推せんに当り意見を求める件

人権擁護委員佐々木菊松氏の任期三年が満了になりましたので、人権擁護委員会法第六条の規定により議会の意見を求める。推せんする者

東成瀬村田子内字田子内53の4 佐々木 菊 松

議会の意見

適任者として同意する。

関係法令

人権擁護委員会法(抜すい)

(委員の推せん及び委嘱)

第六条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

(省略)

3、市町村長は、法務大臣に対し

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の真情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携る者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中からその市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推せんしなればならない。

(省略)

議会民語

一般質問

地方公共団体(町や村など)の議会の議員は、その村の一般事務について質問することができます。質疑とは議題となつていない案件について疑問点を示して問いたすことであり、自ら一定の限界があるのに対し、質問は行政全般について行なわれるものであります。質問の範囲については一般的に限界がないといわれますが臨時会においては、臨時会の性格から、付議された事件と関係のない一般質問は許されないことになつております。したがつて、わが村の場合、三月、六月、九月、十二月に開かれる年四回の定例会においてのみ一般質問が行なわれております。

一般質問を行なう場合の手続きは、質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならぬことになつております。

質問の中に一般質問と区別されずものは、緊急質問があります。これは、緊急を要する時、その他やむを得ないときに、議会の同意を得て質問することができますことになつております。

緊急質問は議会の同意さえあればいつでもできるが、質問がその要旨に反するとき、すなわち、質問が緊急でない認められれば、議長はただちに制止しなければなりません。

村長所信

村民の互助精神に感謝

豪雪によって春の農作業の遅れを大変心配しましたが、消除雪作業の手配や天候に恵まれ概ね順調に経過しておりますことは幸であつたと痛感しております。さて納税百に事故は0を標望してきましたが、四月以降、雪崩、投身自殺、火災、交通事故等が続き、遺憾に且つ残念至極に存じますが、これ等の処置にあつたのは村民がこぞって互助の精神を発揮された事は高く評価されるべきで、これらの善意とコミニティの精神は将来に亘つて失ないたくなく助長致したいものと思ひます。

事業の遅れにお詫びを

三月定例会の席上、各種事業の遅れを指摘され、会計閉鎖まで極力完工するよう業者を督促すると答弁致しましたが、物資、豪雪、労力と悪条件が重なり、いまだ完工をみない事業のあることは誠に申し訳なく深くおわび申し上げます。

大柳小新改築を決議

今回提案致しました案件は、専決処分報告六件、条例関係六件、補正予算四件、その他二件となっております。これ等については審議の過程でご説明申し上げますが一般会計補正予算について少しふれてみたいと思ひます。

一般会計の当初予算は総需用抑制の体制下の事として、前年度比、

十一、七%にとどめましたが、その後、県教育庁のアドバースにより、大柳小学校の大手修理を思い切つて新改築を決議致しました。

自己財源四千万円のねん出に苦慮致しましたが、特別交付金及び財政調整基金の一時切りくずしと繰越金に財源を求めました。

その他の補正を含め一億六千万円を追加、合計六億六千万円となり、昭和四十八年度最終予算を一億円オーバーし、開村以来の大型予算となりました。

財政調整基金の切りくずしにより中学統合準備金に不安を持ち、統合校舎実現が遅れるのではないかとキグの念を抱かれる面もあるかと存じますが決して統合をあきらめ、又、延期する考えは毛頭なく一日も早く建設をみたいものと念じております。

村政担当三期目に向つて

五月の改選の結果、六月一日より三期目に向つて出発しております。辺地性を解消する第一手段は道路、橋りょうの整備にあると信じ、村道、林道の改良舗装を進めると共に、主要地方道についても今まで以上に要望陳情を重ね、加えて福祉文化のより一層の向上を目指し、豊かさや融和の村政をめざして努力を傾注致したいと存じますので今後共よろしくご叱声ご協力をお願い致します。

教育行政について

教育長

四月の教職員の異動に伴ない村内教職員の約半数が異動になりましたが、約二ヶ月を経て順調な教育がなされておりますので、地域の先生としてご指導を願ひたい。

造成中の総合グラウンドについては、毎日督促をしていますが、遅れが出ていることを申し訳なく思つております。

豪雪による村内小中学校の被害は村民のご協力により最小限にとどめられた事を感謝申し上げます。尚、大柳小学校は、危険校舎に指定され、新改築に踏み切りましたので、ご協力をお願い致します。

正副議長

迎賓館に招待

今春、国賓の招待館として改装された迎賓館(旧赤坂離宮)が一般公開されているが、先頃、総理大臣、田中角栄氏より、正副議長に招待状が届けられた。招待日は七月二十二日から八月三日までの一日となっている。この招待は、夫婦同伴となつており、日頃の労をねぎらうはこの時と、特に議長は、はりきうっている。

尚、この迎賓館拝見記は、次号に掲載を予定しております。

一般質問

緊急質問

山菜等の乱獲規制について

間交通体制の整備に伴ない、最近は県内はもとより、山形、福島等県外からも自動車を利用して山菜取りにくる現状にあり、山菜等山の幸が乱獲されております。これに対し、増植、保育は自然にまかせ放置されております。一部においては入山禁止等の措置がなされているところもあるが、一律の対策はないかと思ひます。本村は国有林、公有林が多く、私有林も他町村の所有者も居る関係で一律の対策は至難な状態にはあります

が、これら乱獲を規制すると共に加工、流通を一貫した対策が必要と考えられるので、村当局のお考えを伺ひたい。

答 心配な事は質問者と同じです。嚴重に規制することは至難ですが村内で一応まとまつた方向付けをすることは出来ると思われま

す。が、結論的に申しますと、手のほどしようがない、と思ひます。

若手果の一町では、わらび山一山を個人にまかせ他の入山を規制する対策をたてている例もありますが、本村の実情にあつた名案がありましたら、ご伝授願ひたいと考えております。

畜産管理所運営について

問 村職員を管理所に派遣し運営してきたことは畜産意欲向上のためと敬意を表したい。しかし、村

職員を管理所長として常置させるには、村営の管理所であれば当然所長として運営できると考えられるが村条例にない者を所長として運営に当らせることは許される問題でないと思ひます。職員を配置してから二ヶ月以上も経ているのにその不明確な点に疑問があるが、これに対する村当局の考えを伺ひたい。

答 畜産管理所は、村、農協、共済の三者で運営することになっており、施設については村の管理となつております。運営主体がどこにあるかということ疑問をもたれているし、私共もすっきりしない面が多くある訳です。

職員配置については、共済組合の広域合併時において急に今まで通りの体制で畜産を進めたいと望まれ形式的なことは検討するとして今まで過した訳です。決して放任してきた訳でございませ

先頃、畜産神宮委員会を開きまして運営規定の原案を検討しましたが、非常に大きな問題ですので小委員会を設置し、五月二十六日委員会を開き検討しております。

この結果は七月上旬運営委員会へ審議して戴く段取りになつております。この運営規定が確定しますと所長の権限等を含め、ある程度はつきりしてくるものと考えられます。又この運営規定を条例化する

ことも考えましたが、例となる条例は県内にはなく、村独自の規定を作り必要があるれば条文化したいと考えております。

豪雪対策特別委員会 報告



豪雪対策特別委員会は、二月七日八日豪雪の状況を調査のため、村内を視察したが、消雪後の対策が必要として継続設置され、四月二十六日、四月三十日、五月二日の三日間村内を巡視し、各部落長等と会談し、被害状況及び要望等をとりまとめ、五月九日議長に対し報告書を提出し、理事者の意見対策を求め、各部落へ回答されんことを要望した。

ブルドーザー使用料の助成を望みたい。
滝の沢部落
一、果樹被害八十%（面積二四町歩）、組合員六四名中、全部見合せる者十一名、残り五三名は新品種改良及び手を加え続ける希望であり、村の助成及び天災融資の早期実施を望む。
平良部落
一、真木沢、田の沢、岩の目沢に雪崩があり、たばこ移植に支障があり早期除雪を望みたい。
香沢部落
一、県道側溝は防火用水路として整備されたが、幅がなく、除雪時には無理なため、拡幅を県に要望してほしい。
岩井川部落

一、県道除雪に伴う県道わきの苗代除雪代金が余分にかかるためこれに補助をしてもらいたい
谷地・松山台部落
一、各部落共、用水路に欠壊があり、応急措置として、土俵をつみ、ピニールを敷き引水しているが、耕期まで充分な引水が出るよう望みたい。
五里台部落
一、白滝からの用水路約二〇㍎、五〇㍎の二ヶ所欠壊があり、耕期まで応急措置だけでも望みたい。
棒台部落
一、松ヶ沢林道欠壊（約一五〇㍎）の補修と雪崩による積雪（約三㍎）の除雪を望みたい。
手倉部落
一、用水路、特に板とよの破損が多く耕期水が不可能であり資材の現物支給を望みたい。
以上は各部落から要望の一部であるが、どの部落でも用水路の欠壊があり、春耕期の引水が最大の悩みであった。

一、真木沢、田の沢、岩の目沢に雪崩があり、たばこ移植に支障があり早期除雪を望みたい。
香沢部落
一、県道側溝は防火用水路として整備されたが、幅がなく、除雪時には無理なため、拡幅を県に要望してほしい。
岩井川部落

理事者に 回答を求める

議会は、豪雪対策特別委員会の調査報告書に基づいて各部落からの要望等について理事者より回答を求め、各部落長あて、回答書を送付した。
議会兼雪対策特別委員会調査報告書による回答書 東成瀬村長
一、煙草苗床除雪に対しても、助成対策をする計画である。
二、大椋地区（下田）果樹園のブルドーザーによる抜根事業の助成対策については、今後の特別交付金、県補助金の状況をみながら助成対策をたてたい。
三、かんがい用水路、道路については、消雪しないのでその被害状況の実態はつかめない現状であるが、各部落と連絡をとりながら消雪次第早急に被害実態を把握し復旧及び助成対策をたて実施する。
特に田植に支障をきたさぬよう農協と共に協議のうえ対策をたてたい。
四、香沢地区県道側溝の件については土木事務所と協議の上対策をたてたい。
五、県道除雪による苗代被害には特別の配慮をする。
六、特別委員会の総括意見は至極もつともであり、今回の各部落の要望、特別委員会の意見を尊重し、関係機関と密接な連携をとりながら、万全の対策を樹立し、雪害被害の復旧に努力する。

陳情とその経過

※ 農業危機突破、国民食糧確保の基本農政確立について
陳情者 東成瀬村農協米穀対策本部 本部長
秋田県農業団体 米穀対策本部 本部長
佐々木与太郎 秋田県農業者代表 本部長
土肥大四郎 農業者が安心して農業ができるよう政府は早急な基本農政確立すべきであるとし、採択と決定。
政府並びに関係方面に対し、強力に働きかけることにした。
※ 秋田県商工青年の翼実施にご理解とご後援、ご協力を願いたい。
陳情者 秋田県商工会 連合会長 田口 鉄 蔵
青年連合会長 柴田 康二郎
婦人連合会長 田村 栄 子
村は、県主催青年の船及び昨年は農業青年訪中団の一員として参加した者にも助成しており、応分の助成をとる意思にあり、青年諸氏の育成、中小企業の発展につながるのとし、採択と決定。執行部に對し善処方を要望した。